

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正
について

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

2024年（令和6年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

- 1 一部を改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、照明設備の使用にかかるとおり

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年12月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部を改
正する規則

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則（平成9年藤沢市教
育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（使用することができるもの）

第2条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市公共施設の使用等に係
る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第○号）の例により、藤沢市立学校
体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）
第7条第2項に規定する特別利用について藤沢市教育委員会（以下「教育委員
会」という。）の許可を受けたものとする。

第3条を次のように改める。

（使用の申請手続等）

第3条 照明設備を使用しようとするものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手
続に関する規則の例により申請し、条例第2条第1項の規定により許可を受け
なければならない。

第4条第3項中「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免申請書に前
条第2項に規定する通知書を添えて」を「減免申請書を」に改め、同条第4項中
「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免等決定通知書」を「減免決定
通知書」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 照明設備を使用しなかった場合 全額

第5条第2項を次のように改める。

2 条例第6条ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

第5条第3項を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第7条 第3条又は第5条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は令和7年1月6日から施行する。

2 この規則による改正後の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後の照明設備の使用について適用し、同日前の照明設備の使用については、なお従前の例による。

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（使用することができるもの）</u></p> <p>第2条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第〇号）の例により、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第7条第2項に規定する特別利用について藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けたものとする。</p>	<p><u>（使用することができるもの）</u></p> <p>第2条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第2項の規定により施設等使用団体登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けた団体（以下「団体」という。）で、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第10条第2項の規定により照明設備を使用して開放施設を使用することについて藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けたものとする。</p>
<p><u>（使用の申請手続等）</u></p> <p>第3条 照明設備を使用しようとするものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請し、条例第2条第1項の規定により許可を受けなければならない。</p>	<p><u>（使用の申請手続等）</u></p> <p>第3条 照明設備を使用しようとする団体の代表者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可申請書に前条の許可を受けたことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>（使用料の減免手続等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（使用料の減免手続等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 条例第5条の規定による使用料を減額又は免除を受けようとするものは、減免申請書を

教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を減免決定通知書

により当該申請者に通知するものとする。

(既納使用料の還付手続等)

第5条 条例第6条ただし書の規定により還付する既納使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 照明設備を使用しなかった場合 全額

(2) (略)

2 条例第6条ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

(雑則)

3 条例第5条の規定による使用料を減額又は免除を受けようとするものは、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免申請書に前条第2項に規定する通知書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料減免等決定通知書

により当該申請者に通知するものとする。

(既納使用料の還付手続等)

第5条 条例第6条ただし書の規定により還付する既納使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 _____

(1) 教育委員会が、天候の不良又は照明設備の不具合等により使用できないと判断した場合 全額

(2) (略)

2 条例第6条ただし書の規定により既納使用料の還付を受けようとする者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備既納使用料還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第7条 第3条又は第5条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係
る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市
長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。